



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



令和元年 9 月 17 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一
(コード番号 8925 東証二部)
問合せ先 執行役員社長室長 荻坂昌次郎
(TEL 03-5367-2001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和元年 10 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

令和元年 7 月 31 日に公表いたしました「A種優先株式およびE種優先株式の取得および消却に関するお知らせ」のとおり、令和元年 7 月 31 日にA種優先株式の全株式およびE種優先株式の全株式を消却したことに伴い、当社が発行する株式は普通株式のみとなることから、定款に規定する優先株式およびすでに消却済みの譲渡制限種類株式の条項を削除し、あわせてその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催予定日 令和元年 10 月 29 日
- (2) 定款変更の効力発生日 令和元年 10 月 29 日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 857,484,027株とする。</p> <p><u>2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>普通株式 851,170,520株</u></p> <p><u>A種優先株式 8,916株</u></p> <p><u>B種優先株式 26,701株</u></p> <p><u>C種優先株式 2,160,476株</u></p> <p><u>D種優先株式 2,160,410株</u></p> <p><u>E種優先株式 138,822株</u></p> <p><u>譲渡制限種類株式 1,818,182株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条の2 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式につき1株とする。</u></p> <p>第6条の3～第9条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第9条の2 当社は、<u>期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式またはE種優先株式(以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、第9条の10(1)の定める支払順位に従い、優先株式1株につき、それぞれ以下に定める額の金銭(以下「優先配当金」という。)</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 857,484,027株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条の2 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第6条の3～第9条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として第2項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする（なお、以下B種優先株式についての優先配当金を「B種優先配当金」、C種優先株式についての優先配当金を「C種優先配当金」、D種優先株式についての優先配当金を「D種優先配当金」という。）。</p> <p>A種優先株式 300,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2011年度および2012年度=0.1% 2013年度および2014年度=0.3% 2015年度以降=0.5%</p> <p>B種優先株式 300,000 円に、それぞれの事業年度毎に優先配当年率を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>C種優先株式 3,704 円に、それぞれの事業年度毎に優先配当年率を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>D種優先株式 3,704 円に、それぞれの事業年度毎に優先配当年率を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>E種優先株式 3,704 円に、事業年度</p>	

現行定款	変更案
<p><u>毎に 0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(優先中間配当金)</u></p> <p><u>2. 当社は、中間配当金の支払いを行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、第9条の10(1)の定める支払順位に従い、第1項に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。</u></p> <p><u>(非累積条項)</u></p> <p><u>3. 優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときであっても、その優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(非参加条項)</u></p> <p><u>4. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第9条の3 当社の残余財産の分配をするときは、第9条の10(2)の定める支払順位に従い、それぞれ次に定める額の金銭（以下「残余財産分配金」という。）を支払う（なお、以下B種優先株式についての残余財産分配金を「B種優先残余財産分配金」、C種優先株式についての残余財産分配金を「C種優先残余財産分配金」、D種優先株式についての残余財産分配金を「D種優先残余財産分配金」という。）。</u></p> <p><u>A種優先株式 1株につき、300,000円</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>B種優先株式 1株につき、300,000円</u> <u>C種優先株式 1株につき、3,704円</u> <u>D種優先株式 1株につき、3,704円</u> <u>E種優先株式 1株につき、3,704円</u> <u>(非参加条項)</u></p> <p><u>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第9条の4 A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）およびB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>2. C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）およびE種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）は、株主総会において議決権を有する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第9条の5 優先株主は、それぞれ次に定める期間（以下「転換請求期間」という。）、いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は優先株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>A種優先株式 2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>B 種優先株式 2011 年 7 月 28 日以降 2020 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「B 種転換請求期間」という。）</u></p> <p><u>C 種優先株式 2013 年 7 月 28 日以降 2022 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「C 種転換請求期間」という。）</u></p> <p><u>D 種優先株式 2015 年 7 月 28 日以降 2024 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「D 種転換請求期間」という。）</u></p> <p><u>E 種優先株式 2019 年 7 月 28 日以降 2030 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「E 種転換請求期間」という。）</u></p> <p><u>(1) 優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる優先株式の数に A 種優先株式および B 種優先株式については 300,000 円を、C 種優先株式、D 種優先株式および E 種優先株式については 3,704 円を乗じて得られる額を、それぞれ下記(2)および(3)に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。</u></p> <p><u>(2) 取得価額</u> <u>当初取得価額は、3,704 円とする。</u></p> <p><u>(3) 取得価額の調整</u></p> <p><u>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価</u></p>	

現行定款	変更案
<p>額を調整する。</p> <p>①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。</p> <p>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>③下記（d）に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無</p>	

現行定款	変更案
<p>償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{取得価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{取得価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の} \\ \text{数-当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \\ \text{+} \\ \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \times \text{1株当たり払} \\ \text{込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$ <p>④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または</p>	

現行定款	変更案
<p>処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得され</p>	

現行定款	変更案
<p><u>て普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</u></p> <p><u>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は優先株主および優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえで、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p><u>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第9条の6 A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>意償還価額」という。)の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。</u></p> <p><u>(1) 任意償還価額の上限</u> A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日(以下「償還請求日」という。)の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。</p> <p><u>(2) 取得株式数の上限</u> A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。</p> <p><u>(3) 任意償還価額</u> 任意償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。</p> <p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第9条の7 当社は、転換請求期間中に取得請求のなかった優先株式の全部を、転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日(以下「強制転換日」という。)が到来することをもちって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を優先株主に対して交付するものとする。優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>A 種優先株式 A 種転換請求期間中に取得請求のなかったA 種優先株式の数に 300,000 円を乗じて得られる額を、2030 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数</u></p> <p><u>B 種優先株式 B 種転換請求期間中に取得請求のなかったB 種優先株式の数に 300,000 円を乗じて得られる額を、2020 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数</u></p> <p><u>C 種優先株式 C 種転換請求期間中に取得請求のなかったC 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2022 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数</u></p> <p><u>D 種優先株式 D 種転換請求期間中に取得請求のなかったD 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2024 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数</u></p> <p><u>E 種優先株式 E 種転換請求期間中に取得請求のなかったE 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2030 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数</u></p>	
<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p>	
<p><u>第9条の8</u></p>	
<p><u>(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を優先株主に対して交付するものとす</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>る。なお、優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p><u>(2) 強制償還価額は、以下に定める金額とする。</u></p> <p><u>A 種優先株式 1 株につき、300,000 円</u></p> <p><u>B 種優先株式 1 株につき、300,000 円</u></p> <p><u>C 種優先株式 1 株につき、3,704 円</u></p> <p><u>D 種優先株式 1 株につき、3,704 円</u></p> <p><u>E 種優先株式 1 株につき、3,704 円</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p><u>第9条の9</u></p> <p><u>(1) 当社は、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>(2) 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第9条の10</u></p> <p><u>(1) A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A 種優先株式にかかる剰余金の配当を第 1 順位とし、B 種優先株式、C 種優先株式およびD 種優先株式にかかる剰余金の配当を第 2 順位（それらの間では同順位とし、B 種優先株主の有する B 種優先株式の数に B 種優先配当金を乗じて得られる額、C 種優先株主の有する C 種優先株式の数に C 種優先配当金を乗じて得られる額およびD 種優先株主の有する D 種優先株式の数に D 種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>E 種優先株式にかかる剰余金の配当を第 3 順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第 4 順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。</u></p> <p><u>(2) A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A 種優先株式にかかる残余財産の分配を第 1 順位とし、B 種優先株式、C 種優先株式および D 種優先株式にかかる残余財産の分配を第 2 順位（それらの間では同順位とし、B 種優先株主の有する B 種優先株式の数に B 種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C 種優先株主の有する C 種優先株式の数に C 種優先残余財産分配金を乗じて得られる額および D 種優先株主の有する D 種優先株式の数に D 種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E 種優先株式にかかる残余財産の分配を第 3 順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第 4 順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。</u></p> <p><u>第 2 章の 3 譲渡制限種類株式</u> <u>(議決権)</u></p> <p><u>第 9 条の 11 譲渡制限種類株式を有する株主（以下「譲渡制限種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有する。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 9 条の 12 譲渡による譲渡制限種類株式の取得については、取締役会の承認を</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>要する。</u></p> <p><u>(取得請求権)</u></p> <p><u>第9条の13 譲渡制限種類株主は、2011年1月28日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する譲渡制限種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は譲渡制限種類株主が取得の請求をした譲渡制限種類株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を当該譲渡制限種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当および残余財産の分配)</u></p> <p><u>第9条の14 当社は、譲渡制限種類株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配について、第9条の10に定める順位に従い支払う。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第9条の15 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡制限種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合等)</u></p> <p><u>第9条の16</u></p> <p><u>(1) 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および譲渡制限種類株式ごとに同時に同一の割合とする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>与える。</u></p> <p><u>(3) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p><u>(4) 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</u></p> <p><u>(5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 第 12 条の規定は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第 11 条、第 13 条、第 14 条第 1 項、第 15 条および第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第 14 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

以上